

1) 目的

森町産業立地事業費補助金交付要綱の目的である、産業の高度化及び経済の活性化を更に推進するため、静岡県地域産業立地事業費補助金交付要綱及び県内市町の特種補助金交付要綱の改正状況等を踏まえて、本町補助金交付要綱の全体的な見直しを図る。

2) 改正案の骨子

① 雇用保険法の改正への対応（要綱第2条第3項、様式第3号）

改正前	従業員：雇用保険法上の一般被保険者
改正後	従業員：雇用保険法上の一般被保険者及び高年齢被保険者（65歳以上）

② 用地取得の面積要件の緩和（要綱第2条第4項第3号）

改正前	工場又は物流施設：2,000平方メートル以上
改正後	工場又は物流施設：1,000平方メートル以上

③ 成長分野・研究所の補助率、限度額の引き上げ（要綱第3条、第4条、別表第2）

改正前			
立地場所	業種	補助率	限度額
内F推進区域	製造業（工場）、研究所、物流施設（流通加工を伴うもの）	30%	3億円
その他	同上	20%	2億円
改正後			
立地場所	業種	補助率	限度額
内F推進区域	成長分野・研究所	40%	4億円
	その他	30%	3億円
その他	成長分野・研究所	30%	3億円
	その他	20%	2億円

3) 施行

平成29年12月1日から施行する。